資料２

入間市表彰条例新旧対照表

改正案	現　行
（表彰の登録及び待遇） 第４条　有功表彰又は善行表彰を受けた者（以下「被表彰者」という。）は、表彰者名簿に登録し、終身市の重要な儀式において特別の待遇を受ける。 ２　略 ３　市長が被表彰者として不適当と認めたときは、第１項の待遇を停止する。 ４　被表彰者が禁錮以上の刑に処せられたときは、第１項の待遇を廃止する。	（表彰の登録及び待遇） 第４条　有功表彰又は善行表彰を受けた者（以下「被表彰者」という。）は、表彰者名簿に登録し、終身市の重要な儀式において特別の待遇を受ける。 ２　略 ３　被表彰者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人となる等市長が不適当と認めたときは、その間第１項の待遇を停止する。 ４　被表彰者が禁錮（こ）以上の刑に処せられたときは、第１項の待遇を廃止する。